

# 排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンス ガイドライン

平成16年9月

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会

## 目次

はじめに

本ガイドラインの使い方

1．企業経営を取り巻く廃棄物・リサイクル問題の現状と廃棄物・リサイクルガバナンスの概念	
1．1 企業経営を取り巻く廃棄物・リサイクル問題	1.1
1) 企業の社会的責任（CSR）の高まり	1.1
2) 資源の有効利用と循環型社会構築に果たす役割の重要性	1.3
3) 廃棄物処理・リサイクルに潜む企業経営リスク	1.6
1．2 廃棄物・リサイクルガバナンスと関係者の役割	1.8
1) 廃棄物・リサイクルガバナンスの概念	1.8
2) 廃棄物・リサイクルガバナンス構築のポイントと関係者の役割	1.9
2．廃棄物・リサイクルガバナンス構築に向けた体制構築と社内ルール策定	
2．1 ガバナンス構築に向けた体制の確立	2.1
1) ガバナンス構築に向けた社内体制	2.1
2) 社内における効果的な双方向コミュニケーション	2.3
3) 関連会社・協力会社等との連携	2.5
4) 処理・リサイクル業者との連携	2.5
2．2 廃棄物等の流れの現状把握と目標・ルールの設定	2.7
1) 廃棄物等の流れの現状把握	2.7
2) 目指すべき方向（目標）の設定	2.10
3) 処理・リサイクルに関するルールの策定	2.11
2．3 処理・リサイクル業者の選定・契約及びマニフェストの運用	2.12
1) 処理・リサイクル業者の選定・契約に関するルール策定	2.12
2) 廃棄物等の処理・リサイクル業者情報の整備	2.16
3) マニフェスト管理に関する規定の策定	2.17
2．4 ガバナンス構築に向けた教育・啓発活動	2.20
1) 教育・啓発すべき項目	2.20
2) 教育マニュアルの作成	2.21
3) 効果的な教育等の方策	2.22
2．5 日常の取組に関する情報の集約と情報発信	2.24
1) 日常の取組に関する情報の集約	2.24
2) 社内監査の進め方	2.25
3) 社外とのコミュニケーションの促進	2.27
2．6 廃棄物等に係る企業経営リスク・罰則と事故対応	2.31
1) 企業経営リスクとしての廃棄物処理・リサイクル問題	2.31
2) 廃棄物処理法における罰則	2.34
3) 廃棄物等の取扱いに係る事故対応	2.36

3 . 廃棄物・リサイクルガバナンスの実践のための日常管理の在り方	
3 . 1 廃棄物等の分別管理	3.1
1 ) 廃棄物等の分別管理の効果	3.1
2 ) 分別管理の流れ	3.1
3 ) 排出、分別、処理・リサイクルの現状把握	3.2
4 ) 分別のルール作りのポイント	3.3
5 ) 分別管理の徹底（教育等）と普及啓発の方法	3.4
6 ) 日常管理の進め方	3.6
3 . 2 処理・リサイクル業者の選定・契約・連携	3.7
1 ) 処理・リサイクル業者の選定・契約等の流れ	3.7
2 ) 処理・リサイクル業者との連携	3.8
3 ) 処理・リサイクル業者に係る情報の収集	3.11
4 ) 現地調査の進め方	3.16
5 ) 適切な契約書の在り方（契約の進め方）	3.17
6 ) 委託先の処理・リサイクル業者のフォローアップ	3.19
3 . 3 マニフェストの運用	3.20
1 ) マニフェスト制度の概要	3.20
2 ) マニフェストの交付	3.23
3 ) マニフェストの照合・確認・保存	3.25

## はじめに

廃棄物処分場のひっ迫等の廃棄物問題の解決や資源の有効利用の促進を図るため、わが国では現在、3 R（廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））の推進を通じた循環型社会の形成に積極的に取り組んでいます。平成 12 年に制定された循環型社会形成推進基本法では、国、自治体、事業者、国民の役割分担のもと、3 R の推進を通じて循環型社会の形成を推進することがうたわれており、また、平成 15 年に策定された循環型社会形成推進基本計画では、平成 22 年度までに、廃棄物の最終処分量を半減させるという数値目標が定められました。

こうした取組にも関わらず、廃棄物の排出量は年間約 4 億 5 千万トンと、ここ 10 年程度、横ばいのままで推移しています。また、毎年新たに確認される産業廃棄物の不法投棄量は 40 万トン前後にのぼり、全国の不法投棄残存量は確認されているだけでも 1 千万トンに達するとされています。平成 14 年には、青森・岩手県境において約 88 万 m<sup>3</sup> に上る大規模不法投棄事案が発覚し、全国の 10,000 社以上の排出事業者からの廃棄物が運び込まれたことが、その後の調べで明らかになっています。

こうした状況の中、廃棄物問題は、個々の企業にとっても、改めて経営上の課題となりつつあります。廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）は、相次ぐ不法投棄事案等を踏まえ、これまで数次にわたって改正が行われてきており、排出事業者の責任が強化されてきています。実際、青森・岩手県境での不法投棄事案では、排出事業者で過失のあった数社に対し、社名の公表や原状回復の措置命令が発せられる事態に至りました。こうした法律違反は、企業ブランドイメージの低下等を通じ、多大な影響を排出事業者たる企業に及ぼしかねません。

さらに、近年注目されてきている企業の社会的責任（CSR）の一環としても、企業は単なる法令遵守を超えて、3 R の推進や循環型社会の形成へ向けた貢献等を通じ、企業責任を積極的に果たすことが求められてきています。

これまで、排出事業者の適正処理に向けた取組にかかる支援としては、産業構造審議会廃棄物処理・再資源部会企画小委員会において、平成 10 年に「産業廃棄物排出事業者適正処理ガイドライン」を策定しています。今般、その後の廃棄物処理法改正や不法投棄等の状況、排出事業者の適正処理に係るノウハウの蓄積を踏まえ、廃棄物問題に企業経営の観点からいかに取り組むべきか、という視点から「廃棄物・リサイクルガバナンス」という新しい概念を盛り込み、ガイドラインを全面的に改定しました。本ガイドラインが多くの方々に活用され、排出事業者における 3 R の推進、廃棄物の適正処理に係る自主的な取組が一層進展することを期待します。

平成 16 年 9 月

産業構造審議会 環境部会 廃棄物・リサイクル小委員会

## 本ガイドラインの使い方

本ガイドラインは、廃棄物等の排出事業者である企業が、廃棄物等の適正処理・リサイクル(以下、分別排出による廃棄物等の減量化を含む)を推進するために、「廃棄物・リサイクルガバナンス」を構築・運用するための手引きとして作成したものです。

本ガイドラインは、企業内における、経営者、廃棄物管理担当部門、現場の廃棄物管理担当者のそれぞれを対象とした、以下の3章構成となっています。

- ・ 第1章：経営者向けの「廃棄物・リサイクルガバナンス」の概念提示
- ・ 第2章：廃棄物管理担当部門向けの実務的ガイド
- ・ 第3章：現場の廃棄物管理担当者向け実務的ガイド

本ガイドラインは、企業が「廃棄物・リサイクルガバナンス」の構築・運用を進める上で、以下のように活用されることを視野に入れていきます。

- ・ 経営者が、廃棄物等の処理・リサイクルに潜む企業経営リスクの大きさや、企業の社会的責任(CSR)の一環から3Rを推進していくことの重要性を認識し、「廃棄物・リサイクルガバナンス」の構築・運用に向けた全社的取組を指示するための素材
- ・ 廃棄物管理担当部門が、「廃棄物・リサイクルガバナンス」の構築へ向け、具体的なプログラムを策定する際の実務的ガイド
- ・ 現場の廃棄物管理担当者が、廃棄物等の分別排出、処理・リサイクルを従業員に対して指導し、「廃棄物・リサイクルガバナンス」を実践していくための実務的ガイド

また、自社における「廃棄物・リサイクルガバナンス」の取組を、調達先等の取引先や商品等の販売先と共有するための素材や、廃棄物等の処理・リサイクル業者と共有するための素材として活用されることも想定しています。

なお、本ガイドラインは「廃棄物・リサイクルガバナンス」の構築に向けた基礎的な考え方を提供するものであり、各企業において実際に「廃棄物・リサイクルガバナンス」を構築・運用する際には、それぞれの実情に即したガバナンスを構築していくことが重要です。